

ビデオグラム契約書

レコード会社（以下、甲といいます）と 原盤製作者（以下、乙といいます）とは、乙に所属するアーティスト、アーティスト名（以下、アーティストといいます）の実演が収録されている下記のライブ映像（以下、本件原盤といいます）について、甲が末尾記載の市販用ビデオ（以下、本件ビデオといいます）として発売することに関し、次の通り契約を締結します。

作品名「 ○○○○○○○○○ 」

第1条(用語の解釈)

1. この契約において使用される用語については、それぞれ次の通り定義します。

- ①実 演:歌唱、演奏、口演、朗詠、その他一切の芸術的な行為をいいます。
- ②原 盤:アーティストの実演、風景、文字、記号、絵図、紋様その他の映像および音声、音楽、効果音等を収録した編集済みの固定媒体で、ビデオの複製・頒布に適すると甲が認めたものをいいます。
- ③ビ デ オ:あらゆる速度、大きさ、タイプのビデオ・カセット、ビデオ・ディスク、DVD、Blu-ray その他現在実用化されており、または将来新たに開発されて実用化されるようになる一切の形式、構造、素材の録画物をいいます。

2. その他の用語の解釈については、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に従うものとします。

第2条(目的)

乙は甲に対し、甲が本件原盤を利用して、本契約期間中、本契約地域において、本件ビデオを独占的に複製および頒布することを許諾します。

第3条(権利の帰属)

本件原盤に係るすべての権利(所有権、映画製作者の有する一切の権利およびアーティストの実演に係る一切の権利を含みます)は、乙に帰属するものとします。

第4条(原盤使用の範囲)

- 1. 甲は、本件原盤を使用して、これを本件ビデオとして、適宜の商標を付して、本契約地域において複製および頒布するものとします。
- 2. 甲は、本件原盤の全部または一部を再編集して使用する場合、乙の事前の書面による承諾を得るものとします。

第5条(保証)

乙は甲に対し、以下のことを保証します。

- ① 乙は本件原盤の製作者であり、本契約を締結し、かつ、その義務の履行について十分な権限および能力を有していること。
- ② 本件原盤に使用された原著作物(原作、脚本、台本等を含みます)および美術の著作物等、すべての著作物(音楽著作物を除きます)について、乙が本件原盤の製作および利用に対し、権利の譲渡または許諾を受けていること。
- ③ 本件原盤の監督、演出家、カメラマン、その他本件原盤の製作に創作的な寄与をした者が本件原盤の製作に参加することを約束しており、本件原盤に係るすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)が乙に帰属していること。
- ④ 甲が本件原盤を利用して本件ビデオを複製・頒布することに対して、第三者より何らの権利の主張または異議の申立てがなされないこと。万一、そのような事態が生じた場合、乙は自己の責任と費用

負担をもってこれを解決し、甲に一切の迷惑や負担を及ぼさないこと。

第6条(対価)

1. 甲は乙に対し、本件原盤の使用許諾の対価として、本契約期間中、本件ビデオについて、下記により算出された原盤印税を支払うものとします。なお、原盤印税には舞台監督、演出家、カメラマン、アーティスト、プロデューサー等、本件原盤の製作に関与した者のすべての対価が含まれているものとします。

(税抜小売価格－容器代) × 印税率

2. 容器代は税抜小売価格の10%とします。
3. 原盤印税の計算対象数量は、甲の営業所出荷数量の90%とします。
4. サンプル盤、寄贈用等、販売促進のために使用され、甲が収入を得ないビデオについては、印税支払いの対象外とします。

第7条(支払方法)

甲は、四半期毎(3月、6月、9月、12月各末日締切)に印税の発生額を計算し、各締切後、翌々月末日までに印税計算書を乙の指定する住所に送付の上、乙の指定する下記の銀行口座へ支払うものとします。ただし、甲は各四半期における支払印税額が金3,000円未満の場合、翌期に繰り越して支払うことができるものとします。なお、振込手数料は甲が負担するものとします。

_____銀行_____支店 _____預金
口座名義_____口座番号_____

第8条(消費税)

甲は、本契約に定める乙に対するすべての支払いに際して、法令に定めるところにより、消費税を加算するものとします。ただし、乙が適格請求書発行事業者でない場合には、甲は当該消費税相当額の全部または一部を支払わないことができるものとします。

第9条(著作権使用料)

本件原盤に収録された音楽著作物の甲の複製に係る著作権使用料は、甲が負担します。

第10条(広告宣伝)

甲または甲の指定する者は、本件ビデオの添付物(歌詞カード、ジャケット、解説書等)および広告・宣伝のために、本件作品の出演者(アーティストを含みます)の氏名、芸名、肖像、筆跡、経歴等(以下、名称等といいます)を無償で自由に使用することができるものとします。ただし、甲は名称等の使用の際に、出演者のイメージを損なうことのないよう十分留意することとします。

第11条(表示)

甲は本件ビデオのパッケージおよびビデオの広告・宣伝・販売促進物等に「製作・著作 ×××××」または「©2026 ×××××」の表示をするものとします。

第12条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本件ビデオの発売日まで、および当該発売日以降3年間とします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約の期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれかが相手方に

対して文書による本契約の終了または変更等の意思表示をしない限り、本契約は同一条件にて1年間自動的に更新し、その後も同様とします。

第13条(契約地域)

本契約の適用地域は日本国内とします。

第14条(契約終了後の取扱い)

1. 本契約の終了により、甲は本契約により取得した一切の権利を失います。
2. 本契約が終了した場合、甲は速やかに本件原盤のマスターテープ(サブマスターを含む)を乙に引き渡すものとします。
3. 甲が契約終了時に保有する在庫ビデオについては、第6条に基づく印税支払いを条件として、6か月間に限り販売することができるものとします。
4. 甲は、前項の在庫販売期間の終了後に残存する本件ビデオを直ちに廃棄するものとします。

第15条(類似作品)

本件ビデオの発売後1年間は、乙は本件原盤と類似する内容のビデオの複製・頒布を自ら行わず、また甲以外の者に行わせないものとします。

第16条(権利譲渡)

甲乙は本契約に基づいて取得した権利または契約上の地位の全部もしくは一部を相手方の書面による承諾なしに第三者に譲渡または質入することができないものとします。

第17条(反社会的勢力との取引排除)

1. 甲乙は、次に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自己および自己の役員・株主(以下、関係者といいます)が暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)でないこと
 - (2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと
 - (4) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 甲乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、相手方は他方当事者に発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

第18条(契約違反)

1. 甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告の上、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。
2. 甲乙は、相手方に次の各項に定める事由のいずれかが発生したとき、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立てを受けた場合

(4) 破産、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続きの申立てを受け、または自ら申立てをした場合

第 19 条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 20 条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙は記名捺印の上各 1 通を保有します。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲

乙

<本件ビデオ>

タイトル:

製品番号:

発 売 日:

発 売 元:

販 売 元: